

■ 刑法の考え方

平成25年司法試験採点実感より抜粋（①～⑥及び下線は担当者挿入）

2 採点の基本方針等

……②甲乙の罪責を分析するに当たっては、甲乙それぞれの行為や侵害された法益等に着目した上で、③どのような犯罪の成否が問題となるのかを判断し、④各犯罪の構成要件要素を一つ一つ吟味し、⑤これに問題文に現れている事実を丁寧に拾い出して当てはめ、犯罪の成否を検討することになる。ただし、論じるべき点が多岐にわたることから、事実認定上又は法律解釈上の重要な事項については手厚く論じる一方で、必ずしも重要とはいえない事項については、簡潔な論述で済ませるなど、⑥答案全体のバランスを考えた構成を工夫することも必要である。……本問において、構成要件の幹となる実行の着手等についての体系上の位置付けを理解していないと思われる答案が散見されたことを踏まえ、刑法の学習においては、①まずもって総論の理論体系、例えば、構成要件要素である実行行為、結果、因果関係、故意等の体系上の位置付けや相互の関係を十分に理解した上、これらを意識しつつ、各論に関する知識を修得することが必要であり、答案を書く際には、常に、論じようとしている論点が体系上どこに位置付けられるのかを意識しつつ、検討の順序にも十分に注意して論理的に論述することが必要である。

- ①：刑法事例問題を解く（書く）際は①犯罪の体系を守る、②客観面から主観面に流していく、③重い犯罪から検討するという3点を意識する。
- ②：犯罪は行為に成立するため、問題文を読む際は必ず行為に着目する。また、一つの行為に一つの犯罪しか成立しないわけではないため、行為に着目した後に侵害された保護法益の個数や種類にも着目することで犯罪の検討漏れを防ぐことが肝心となる。
- ③：②で着目した行為ごとに罪名と罰条を確定する。
- ④：③で確定した犯罪の構成要件（適用する条文の要件）を検討する（構成要件のほか、違法性阻却事由や責任阻却事由が問題となる場合は、構成要件該当性の後にその要件も検討する。）。ここでは、各要件の意義を答案に示すことになるので、総合講義に記載されている各要件の意義は必ずインプットしなければならない。判例と学説で意義や解釈が異なる際は、まずもって判例を押さえる必要がある。要件を全て前出しすべきか否かという点に関しては、前出しをする答案もしない答案もいずれも理屈の上では誤りではないが、予備試験・司法試験ともに刑法は